平成２６年（フ）第３９号
静岡市清水区庵原町146番地の７
破産者　株式会社富田工務店
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６５９号
名古屋市天白区野並２丁目168番地の２
破産者　株式会社昭和製作所
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９５６号
名古屋市中川区高畑２丁目15番地
破産者　株式会社彩
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２００１号
名古屋市熱田区白鳥３丁目６番19号
破産者　有限会社田嶋屋本店
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２８９号
名古屋市港区港北町３丁目38番２
破産者　株式会社すみれ企画
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４９号
大阪市淀川区西中島６丁目１番３号アストロ新大阪第２ビル２階
破産者　株式会社ジャイロホライズン
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５０号
大阪市淀川区西中島６丁目１番３号アストロ新大阪第２ビル２Ｆ
破産者　株式会社ブルー
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１４４号
兵庫県朝来市和田山町玉置1059番地
破産者　株式会社ネクステージ
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０１号
兵庫県加古川市志方町永室232番・235番合併地の１
破産者　兵庫染色株式会社
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３８号
島根県出雲市浜町1961番地１
破産者　有富工務店有限会社
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第７０６号
広島県安芸郡府中町新地１番30号
破産者　有限会社宗像工業所
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１９号
広島市南区東雲１丁目22番24号
破産者　フレッシュフードシステム株式会社
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２０号
広島市南区東雲１丁目22番24号
破産者　広島荒神青果株式会社
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７８号
北海道旭川市旭町１条15丁目2160番地
破産者　大石土木有限会社
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７８号
旭川市北門町12丁目2206番地の２　北興ＭＳ203、商業登記簿上の本店所在地北海道上川郡比布町寿町２丁目４番10号
破産者　株式会社オフィスタカセ
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２７号
群馬県伊勢崎市稲荷町339番地
破産者　中島　千帆（旧姓青木）
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２５９号
東京都国分寺市戸倉１丁目５番地14恋ヶ窪ローズハイツ604
破産者　高田　祐二
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４５７号
岐阜市新興町34番地２
破産者　今田　　博
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６２０号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目40番６号
破産者　有限会社エス・ディー・シー・コーポレーション
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１５４６号
京都市下京区烏丸通松原下ル五条烏丸町407－２
破産者　デジテックジャパン株式会社
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
広島県呉市阿賀南２丁目８番17号
破産者　株式会社見世工務店
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１３号
山口県柳井市柳井134番地の６
破産者　防予ホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部